

議第1号 行田市水道事業と行田市南河原地区簡易水道事業
との統合について（案）

- 1 行田市水道事業と行田市南河原地区簡易水道事業とを統合する。

理 由

行田市南河原地区簡易水道事業は規模が小さく経営基盤が脆弱なため、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制を図るために、行田市水道事業と統合するものである。

水道施設の概要

本市には、浄・配水施設が行田地区に4箇所、南河原地区に1箇所の計5箇所あり、これらの施設から市内全域に給水している。

